

海岸事業の計画段階評価実施要領細目（案）

第1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領」に基づき、海岸事業の計画段階評価を実施するための運用を定め、もって適正に計画段階評価を実施し、海岸事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 計画段階評価の対象とする事業の範囲

維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての直轄海岸事業等を対象とする。

第3 計画段階評価を実施する事業

1 計画段階評価の単位の取り方

海岸事業における計画段階評価の実施単位は、達成すべき政策目標に応じて適切に設けることとする。

2 計画段階評価の実施時期

海岸事業においては、新規事業採択時評価の着手前までに実施することを原則とする。ただし、災害や事故の発生、兆候又はおそれにより緊急の実施を要すると認められる事業等を行う場合は、新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

第4 計画段階評価の実施

(1) 計画段階評価の実施主体

地方整備局等を基本とする。

(2) 資料の提出先

計画段階評価に係る資料を本省水管理・国土保全局河川計画課に提出するものとする。

(3) 都道府県からの意見聴取

海岸法（昭和31年法律第101号）第26条第1項及び第2項の規定により費用を負担することとなる都道府県の意見を聴くものとする。

第5 計画段階評価の評価手法

海岸事業については、原則として以下の項目に基づいて計画段階評価を実施するものとする。

(1) 海岸の概要

(2) 課題の把握、原因の分析

(3) 政策目標の明確化、具体的な達成目標の設定

- ① 達成すべき政策目標
- ② 具体的な達成目標
- (4) 複数案の提示、比較、評価

本項目においては、政策目標に応じて幅広い複数案を検討することとする。案が多い場合には、概略評価を行い2～5案程度を抽出して総合評価を行うこととする。

第6 施行

本細目は、平成26年〇月〇日から施行する。